

ふるさと環境フェア2025開催業務 企画提案公募要領

この要領は、ふるさと環境フェア2025開催業務を委託するにあたり、企画提案を広く募集し、受託事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 環境フェアの目的

県民への地球温暖化の現状と対策や自然環境問題の周知を中心に、循環社会の形成意識の醸成、生物多様性保全意識の定着のため、イベントを通じて「楽しく」「見て」「触れて」「体験」してもらい、楽しみながら環境についての理解を深めてもらう。

2 業務の概要

- (1) 業務の名称
ふるさと環境フェア2025開催業務
- (2) 委託業務の内容
ふるさと環境フェア2025開催業務委託仕様書のとおり
- (3) 契約期間
契約締結日から令和7年10月31日（金）まで
- (4) 委託料上限
5,977,000円（消費税及び地方消費税を含む）
※ 委託金額に含まない経費
会場使用料、会場備品（椅子・机・大型モニター等）使用料、冷暖房使用料、電気水道利用料

3 スケジュール

- | | |
|--------------------|--------------|
| (1) 公募開始 | 令和7年4月14日（月） |
| (2) 参加申込書・質問書の提出期限 | 4月24日（木） |
| (3) 企画提案書の提出期限 | 5月 9日（金） |
| (4) 選定委員会 | 5月16日（金） |
| (5) 審査結果の通知、契約締結 | 5月下旬 |

4 参加要件

この企画提案に応募できる者は、次の要件のすべてを満たしている者とする。

- (1) 県内に本社または主たる事業所を有していること。
- (2) 企画提案書の提出日において、福井県競争入札参加資格者名簿（主要な業務内容：催事の企画・運営等）に登録されていること。また、現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (5) 県税を滞納していないこと。
- (6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

5 応募に必要な手続き

(1) 応募資料の交付

応募資料については、次のとおり交付する。

① 交付期間	令和7年4月14日（月）～令和7年4月24日（木） （土・日・祝日を除く9時から17時まで）
② 交付場所	環境ふくい推進協議会事務局 （福井県エネルギー環境部環境政策課内 県庁10階） 福井県エネルギー環境部環境政策課のホームページに掲載 https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kankyuu/index.html
③ 交付資料	ア ふるさと環境フェア2025開催業務企画提案公募要領 イ ふるさと環境フェア2025開催業務委託仕様書 ウ 契約書（案）
④ 交付方法	上記の場所での手交 上記のホームページからダウンロード

(2) 参加申込書の提出

企画提案に参加する者は、次により参加申込書を提出するものとする。

① 提出期限	令和7年4月24日（木）17時まで（必着）
② 提出方法	持参もしくは電子メール ※ 電子メールで提出する場合、電話で受信確認を行うこと。

③ 提出先	環境ふくい推進協議会事務局 (福井県エネルギー環境部環境政策課内 県庁10階)
④ 提出書類	ア 企画提案参加申込書(様式第1号) イ 企画提案参加事業者の概要がわかる資料(任意様式) ウ 過去5年間の類似事例の実績(様式第2号) エ 業務の実施体制(様式第3号) オ 県税事務所または嶺南振興局が発行する県税に滞納がない旨の証明書

(3) 企画提案書の提出

企画提案に参加する者は、次により企画提案書を提出するものとする。

① 提出期限	<u>令和7年5月9日(金) 17時まで(必着)</u>
② 提出方法	持参もしくは郵送 ※ 郵送は簡易書留等配達記録が可能な手段のみとする。 ※ 電子データでも提出すること。
③ 提出先	環境ふくい推進協議会事務局 (福井県エネルギー環境部環境政策課内 県庁10階)
④ 提出書類	提案書一式(様式第4号の1～7)
⑤ 提出部数	9部(うち8部は写し可)

(4) その他

- ア 提出された企画提案書について、環境ふくい推進協議会から内容についての質問および補正を命じることがある。
- イ 提出後における企画提案書の追加および変更は原則として認めない。
- ウ 提出された企画提案書は返却しない。

6 質問および回答

本業務に関する質問については、「質問書」(様式第5号)を提出するものとする。

(1) 提出先等

- ア 提出期限 令和7年4月24日(木) 17時(必着)
- イ 提出先 環境ふくい推進協議会事務局
(福井県エネルギー環境部環境政策課内 県庁10階)
- ウ 提出方法 電子メールまたはファクシミリ
※ 電子メールまたはファクシミリ送信後、電話により受信の確認を行うこと。

(2) 回答

質問に対する回答は、次のとおり行う。

ア 回答方法 福井県エネルギー環境部環境政策課のホームページに随時掲載する。

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kankyou/index.html>

ただし、質問または回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

イ その他 提出期限までに到着しなかった質問書については、原則として回答しない。

7 提案資格確認結果の通知

参加申込書を提出したものについて、提案者の資格を満たすものであるかを確認し、提案資格確認結果通知書を通知する。

ア 通知日・通知方法

令和7年4月30日（水）17時までに電子メールにより通知

イ その他

提案資格が認められなかった旨の通知を受けた申込者は、書面により提案が認められなかった理由の説明を求めることができる。なお書面は環境ふくい推進協議会が通知を発送した日の翌日起算で、県庁閉庁日を除く5日後の17時までに参加申込書提出先まで提出しなければならない。

環境ふくい推進協議会は上記書面を受領した日の翌日起算で、県庁閉庁日を除く5日以内に説明を求めたものに対し書面により回答する。

8 受託者の選定

(1) 選定方法

受託者は、ふるさと環境フェア2025開催業務委託選定委員会（以下「選定委員会」という。）において選定する。

提出された企画提案書について、プレゼンテーションを実施するため、応募者に、その日時および場所を別途連絡する。ただし、仕様書の必須要件を満たさない企画提案書については、選定の対象から除外する。

(2) 審査基準

提出書類およびプレゼンテーションの内容を基に、選定委員会が次の「審査のポイント」により審査する。

審査のポイント

(1) スケジュール等	・ 環境フェア実施までのスケジュールは具体的かつ実現可能なものであるか。
(2) 会場レイアウト	・ 来場者が会場内を効率的に回遊できる工夫があるか。 ・ 安全性、避難経路、感染症対策等を踏まえた内容となっているか。
(3) ステージ企画等	・ 一日を通して盛り上がるステージ企画、構成となっているか。 ・ 特にオープニングおよびエンディングに人が集まる工夫がされているか。
(4) 広報	・ ターゲット層を含めたより多くの人へ周知が見込めるものであるか。
(5) 来場者数の把握方法	・ 来場者数の把握方法は適当か。
(6) 業務の遂行能力	・ 業務を適切に履行できる体制となっているか。
(7) 事業実績	・ 同様の業務実績は十分なもののか。
(8) 積算	・ 業務内容に見合った適切な金額となっているか。

9 受託者の選定結果の発表

- (1) 審査の結果、委託上限額（5,977,000円）の範囲内で、最も優秀な企画提案書を提出した応募者を委託予定事業者として選定する。
- (2) 選定結果は次のとおり発表する。
日時：令和7年5月下旬を予定
方法：すべての応募者に文書により通知する。

10 契約

- (1) 契約の締結
選考委員会にて決定した委託予定事業者と企画提案書等をもとに協議し、書面により契約を締結する。
- (2) 契約書・契約保証金等
別に定める契約書（案）のほか、福井県財務規則ほか関係法令等の定めるところ

による。

(3) 契約締結の取り消し

次の場合には、環境ふくい推進協議会は契約締結を取り消す場合がある。

ア 委託予定事業者が、契約の締結に応じないとき。

イ 委託予定事業者の財政状況悪化等により、業務履行が確実にない恐れがあるとき。

ウ その他、委託予定事業者の社会的信用を損なう行為等により、業務委託が不可能または不適当となるような事情が生じたとき。

1.1 公正な公募の確保

- (1) 応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 応募者は、競争を制限する目的で他の応募者と参加意思および提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 応募者は、委託予定事業者の選定前に、他の応募者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
- (4) 応募者が連合し、または不穏な行動等をなす場合において、企画提案公募を公正に執行することができないと認められるときは、当該応募者を参加させず、または公募の執行を延期し、または取りやめることができる。

1.2 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (2) 提出された企画提案書は、本件業務における委託事業者の選定以外の目的で使用しない。
- (3) 提出された申込書、企画提案書は返却しない。また、必要に応じて補足資料等を求める場合がある。
- (4) 企画提案に係る一切の費用については、応募者の負担とする。
- (5) 本件業務に関し、環境ふくい推進協議会から受領または閲覧した資料等は、環境ふくい推進協議会の了解なく公表または使用してはならない。
- (6) 申込書の提出後に申し込みを辞退する場合は、書面にて申し出ること。

1.3 応募先および問い合わせ先

名称 環境ふくい推進協議会事務局（福井県エネルギー環境部環境政策課内）

所在地 〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

連絡先 電話 0776-20-0301（直通）

Mail kankyou@pref.fukui.lg.jp

FAX 0776-20-0734

（土・日・祝日を除く9時から17時まで）